

随意契約の公表

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項)

件名	種別	概要	場所	契約日	工期	契約の相手方の商号または名称	契約の相手方の住所	契約選定理由	契約金額 (単位:円) (税込み)
市道365号線道路改良工事	土木工事	道路拡幅工事 工事延長L=26.0m、幅員W=4.5m 側溝布設工L=24.2m、集水桝設置工N=2箇所、舗装工A=100.6㎡、影響部路盤工A=7.7㎡、安全施設工1式	下新倉4丁目22番地先	R6.4.5	R6.4.5～ R6.8.30	深野建設株式会社	和光市下新倉5-6-58	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 近接する計画建物の着工が令和6年4月下旬のため、当該道路改良工事の着手及び側溝布設を早急に施工する必要があった。また施工時期が道路用地への提供の条件となっているため随意契約で発注した。また、計画建物の請負者が深野建設(株)となっているため、1者指名で契約することで、早急かつ安価で施工できるため。	4,620,000
本田技術研究所不断水バルブ設置工事	土木工事	不断水バルブφ300設置工事	和光市中央一丁目4番地先	R6.4.18	R6.4.18～ R6.4.30	株式会社イハラ	和光市白子一丁目1番12号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号 本田技術研究所のφ150mmの量水器について、令和5年度満期交換業務委託において交換を試みたが、制水弁の不良によって量水器の交換を行うことができなかった。そのため、不断水バルブを設置して量水器交換を行う工事について、本田技術研究所と工事日程の調整を図ったが、本田技術研究所内の開発行為に伴う工事車両の出入りの関係から、令和5年度内に工事日程の調整を図ることができなかった。計量法に基づく量水器の検定期限が令和6年4月までであり、量水器交換のための不断水バルブの施工が緊急を要したことから、令和6年4月中に不断水の施工が可能な唯一の事業者であった株式会社イハラを選定した。	4,998,283
2号ごみクレーン駆動側横行車輪組品交換修繕	清掃施設工事	ごみクレーンの月例点検において、横行車輪軸の不良及び横行ケーブルキャリアの回転不良を指摘されたため、交換修繕を行うもの	和光市下新倉6丁目17番1号 和光市清掃センター	R6.8.19	R6.8.19～ R7.2.28	日立造船株式会社東京本社 (現カナデビア株式会社東京本社)	東京都品川区南大井六丁目26番3号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ごみクレーンは日立造船株式会社により設計施工されており、過去の修繕実績から各設備の状況を熟知していることから、円滑で確実な施工を期待できるため。	6,710,000
焼却処理施設補修修繕	清掃施設工事	焼却処理施設の中で損傷の大きい焼却炉内部、送風機の点検整備、その他重要な部品の交換など、継続的な施設運転を可能にするために補修修繕を行うもの	和光市下新倉6丁目17番1号 和光市清掃センター	R6.8.23	R6.8.23～ R7.2.28	日立造船株式会社東京本社 (現カナデビア株式会社東京本社)	東京都品川区南大井六丁目26番3号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 清掃センターを安定的に稼働させるためには、同一業者による継続的な補修修繕が必要となる。当施設は日立造船株式会社により設計施工されており、過去の修繕実績から各設備の状況を熟知していることから、円滑で確実な施工を期待できるため。	95,150,000
ばいじん濃度計交換修繕	清掃施設工事	ばいじん濃度計は、ばいじん濃度を常時測定し記録を行っている重要な装置で、機能を維持していくために定期的な部品交換を行うもの	和光市下新倉6丁目17番1号 和光市清掃センター	R6.9.25	R6.9.25～ R7.3.21	富士電機株式会社北関東事務所ファクトリーオートメーション統括部	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-11-21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ばいじん濃度計は、精密な信号のやり取りがあること及びトラブル時の迅速な対応が求められることから、同機器の製造メーカーであり、当施設の計装設備を熟知している富士電機(株)以外できないため	8,250,000